

公立大学法人京都市立芸術大学内部統制規程

(平成31年3月11日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学業務方法書第3条に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 個々の業務において法令等を遵守しつつ職務を執行していくために整備する内部管理の仕組みをいう。
- (2) 内部統制システム 内部統制を確保するために整備する体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。
- (3) モニタリング 内部統制が有効に機能していることを継続的に監視・評価する手続きをいう。

(内部統制担当役員)

第4条 法人に、内部統制担当役員を置く。

- 2 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用を推進し、常にその状況を把握しなければならない。
- 3 内部統制担当役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を講じるものとする。
- 4 内部統制担当役員は、役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実を発見し、又は報告があった場合には、速やかに必要な措置をとるとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止のための措置を講じる。

(モニタリングの実施)

第5条 役職員は、日常的に又は臨時にモニタリングを実施し、その状況を定期的に内部統制担当役員に報告するものとする。

2 内部統制担当役員は、前項のモニタリングの結果を基に、内部統制システムの継続的な見直しに取り組むものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。